

別表第3（レトルトパウチ食品のうちスープ関係部分の抜粋）

食 品	用 語	定 義
レトルトパウチ食品	レトルトパウチ食品	プラスチックフィルム若しくは金属はく又はこれらを多層に合わせたものを袋状その他の形状に成形した容器（遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。ただし、内容物が油脂の変敗による品質の低下のおそれのない場合にあつては、この限りではない。）に調製した食品を詰め、熱溶融により密封し、加圧加熱殺菌したものをいう。
	スープ	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、しいたけその他の野菜等の煮出汁若しくはこれをこしたものの又はこれらに穀粉、でん粉、果実ピューレー、乳、乳製品等を加えて濃厚にしたものに、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ、パスタ等のうきみ(スープに浮かせるものに限る。)若しくは具を加え又は加えないで、砂糖類、食用油脂、食塩、香辛料等を加えて調製したものを詰めたものをいう。
	食肉鳥卵	食肉、臓器及び可食部分並びに家さんの卵をいう。
	食肉	食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。
	家畜	牛、豚、馬、めん羊及び山羊をいう。
	臓器及び可食部分	食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
	魚肉	食用に供される魚、鯨、えび、貝類その他の水産動物の肉をいう。
	つなぎ	パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等で、食肉をひき肉したもの等に加えるものをいう。